

黒潮町公告第45号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に共する。

令和6年10月15日

黒潮町長 大西 勝也



1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり(馬荷地区)

2 縦覧場所

黒潮町佐賀1092番地1

黒潮町役場佐賀支所 海洋森林課及び黒潮町ホームページ

3 本公告により、黒潮町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。